

平成29年度



社会福祉法人

南足柄市社会福祉協議会

がいだんす (業務案内)

- 所在地 : 〒250-0105 神奈川県南足柄市関本 403-2 (南足柄市りんどう会館内)
- Tel(代表) : 0465-73-1575 Fax : 0465-74-3276
- Mail : soumu@minamisyakyo.or.jp
- ホームページ : <http://www.minamisyakyo.or.jp>
アドレス

社会福祉協議会ボランティアセンター Tel : 0465-72-2299
Mail : minamivc@muse.ocn.ne.jp

南足柄あんしんセンター Tel : 0465-72-2109
Mail : anshin@minamisyakyo.or.jp

社会福祉協議会介護事業所 ヘルパー
Tel : 0465-72-2112 Fax : 0465-71-0377
Mail : kaigo@minamisyakyo.or.jp

社会福祉協議会岡本支所 南足柄市和田河原 598-3
南足柄市岡本地区地域包括支援センター
Tel : 0465-73-1255
Fax : 0465-73-1211
Mail : okhoukatu@minamisyakyo.or.jp
ケアマネジャー
Tel : 0465-71-2070
Mail : kaigo@minamisyakyo.or.jp

1. 「社会福祉協議会（社協）」の概要

南足柄市社会福祉協議会（以下「社協」と記載します）は、

「支えあい ともに生き

元気に暮らせるまち 南足柄」を目指しています。

【社協の歴史】

南足柄市の社協は、社会福祉事業法第74条の規定に基づいて、昭和32年（1957年）に任意団体として発足し、昭和58年（1983年）に「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可を受けました。平成12年（2000年）の社会福祉法で、地域福祉の中核的団体として位置づけられました。

【組織運営】

社協の組織は、地域から選出された理事（11名）会と事務局によって運営され、その運営状況は、市内の各種団体の代表者（27名）で組織する「評議員会」で決議されるなど極めて公共性の高い組織です。

【社協の役割】

社協は、法律や条例等で定められていない（介護事業を除く）「地域福祉活動」を担当しています。（法定の福祉活動は行政（市）が実施しています。）

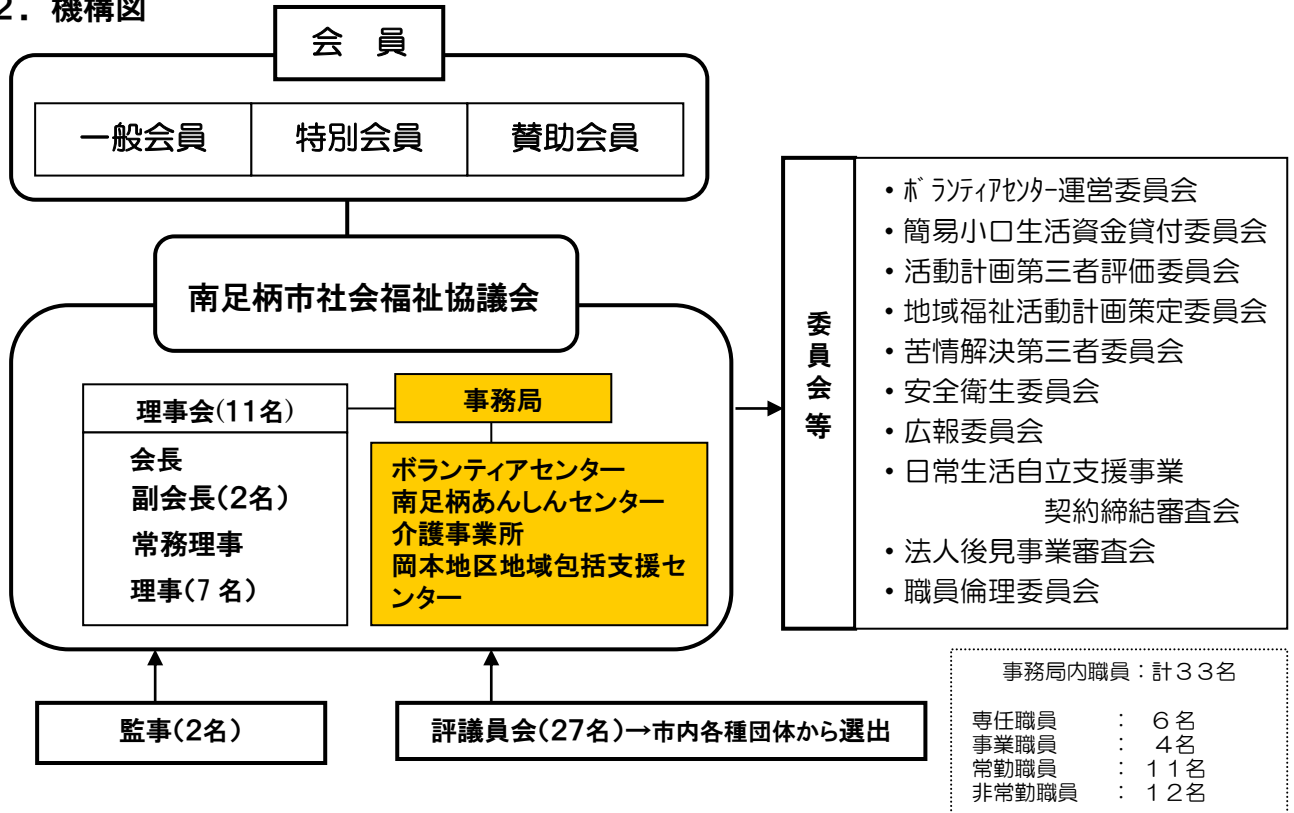
【社協の財源】

- （1）地域住民の皆さまからの会費
- （2）共同募金からの配分金
- （3）善意の寄付金
- （4）行政（市）からの業務委託金及び助成金

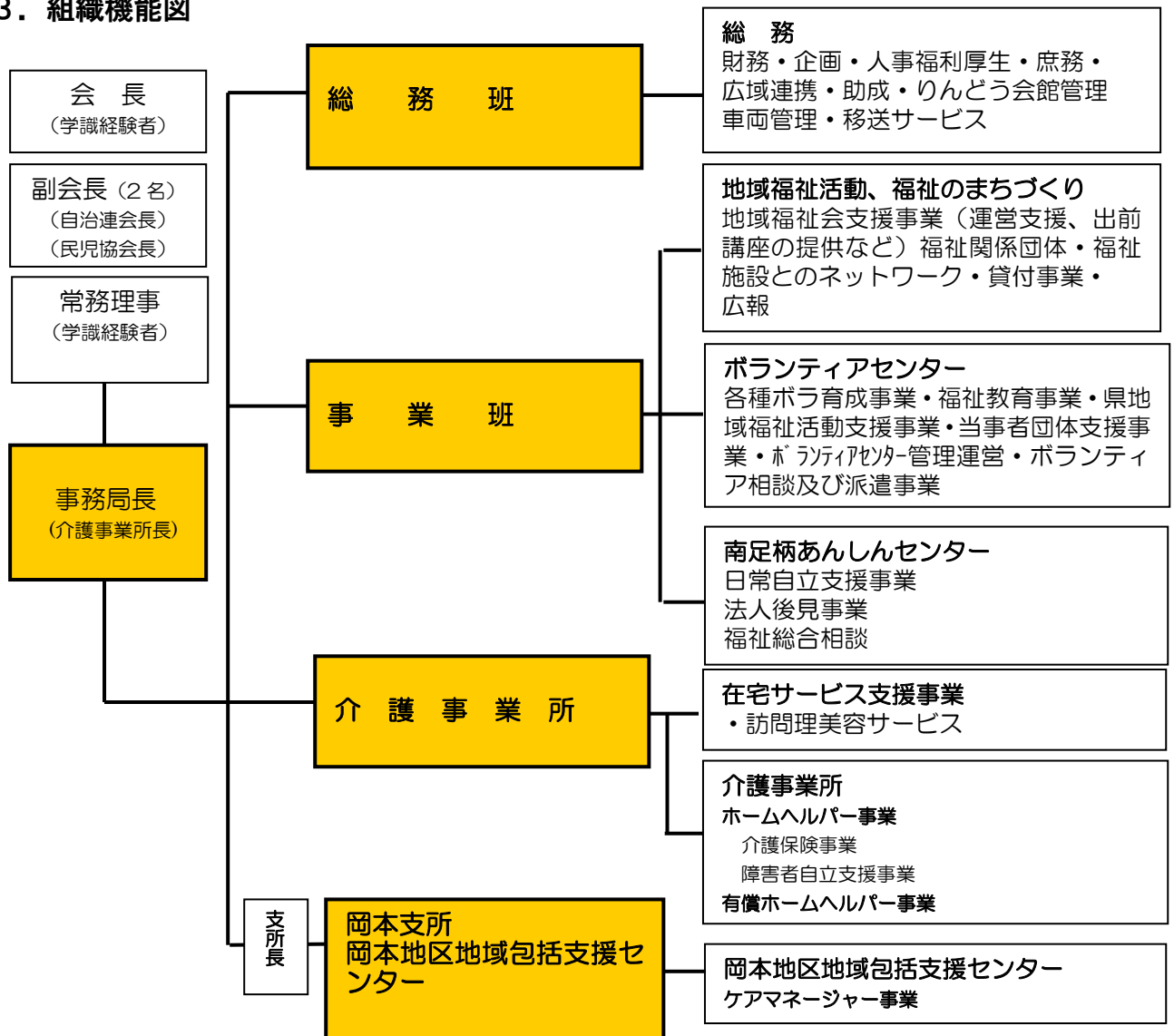
【財源の使い道】

- （1）会費・共同募金配分金
 - ① 法人後見や日常生活支援にかかわるあんしんセンターの事業運営
 - ② 地域福祉会、身体障害者福祉協会、各ボランティアグループなど福祉団体に活動助成
 - ③ 社協地域福祉活動計画推進評価委員会、広報委員会などの委員会活動
 - ④ 障害児一時預かり事業、小中学生児童への福祉教育、団塊世代の事業、ボランティアの育成・調整などのボランティアセンター運営事業
 - ⑤ 地域福祉会の研修会、講演会などの啓発活動
 - ⑥ 火災風水害見舞、生活困窮者への緊急支援
 - ⑦ 社会福祉大会
 - ⑧ 歩行困難な身体障害者、高齢者等への理容・美容の出張サービス
 - ⑨ 移送サービス事業（ハンディキャブ事業）
 - ⑩ 社協広報誌の発行
 - ⑪ 事務局運営費
- （2）善意の寄付金は、社会福祉基金積立と利息運用及び交通遺児の支援金として使用
- （3）行政（市）からの補助金は、社協専任職員人件費に使用

2. 機構図



3. 組織機能図



4. 社協事業の紹介

(1) 地域福祉推進事業

地域内で生活する住民相互の支え合いの環境づくりや、身近な生活の困りごとを助け合う生活支援など、住み慣れた地域で安心して暮らせる活動を支援します。

①「地域福祉会」支援事業

- ◆市内34地域福祉会活動の活発と施策の展開
- ◆地域住民に福祉への関心を高めてもらうための「ふれあい出前講座」の企画、開催を支援する。
- ◆サロン活動の推進や生活支援活動など新規事業の立ち上げの支援助成

高齢者、障害者、子育て支援等サロン活動立ち上げ	10,000円
生活支援に関わる事業立ち上げ	20,000円

- ◆地域福祉活動が活発な他市町の地域福祉活動組織と交流を図る
- ◆「34地域福祉会」へ活動助成金交付

交付基準	社協会員世帯数	助成金
	～200未満	20,000円
	200～400未満	30,000円
	400以上	40,000円

- ◆「34地域福祉会」「4地区地域福祉会」の組織運営支援

役員会、懇談会に出席、活動支援、研修会／講習会開催等の協力



(2) ボランティアセンター事業

社協のボランティアセンターは、当事者の声を活かし、住民に対して福祉やボランティア活動の第一歩となる社協らしい事業や講座の実施、市内ボランティアグループとの協働による小学校／中学校に対する福祉教育の実施、市内の各地域福祉会活動に支援とサポートを実施しております。また、市内を活動範囲として、地域福祉活動に貢献しているボランティアグループの自主的な活動に対し、必要な経費の一部を助成しております。

①災害等ボランティアの養成

- ・災害発生時に市と協働で運営する災害ボランティアセンター支援者を養成し、非常時の運営強化を図る。

②思いやりの心を育む福祉教育事業の充実

- ・市内小中学校児童生徒に対する障害者への理解とボランティア意識の醸成教育

③広域連携事業

- ・足柄上地区災害ボランティアセンター研修会の開催
- ・県社協との助成連携事業(地域ネットワーク推進事業) 【右記に内容掲載】

④研修会・講習会・事業等

実施項目	実施概要
◆しゃぼんだまの会 (8回) (障害児一時預かり事業)	・夏休み等長期休暇中に知的、身体障害児を一時的に預って、知的、身体障害児の理解を深め、そのご家族にも心のゆとりを与える
◆しゃぼんだまの会 講師養成講座(3回)	・知的・身体障害児を支援するボランティアの養成講座
◆災害ボランティア学習会	・H25年度災害ボランティア研修会を受講し、社協災害ボランティア登録された方を対象に学習会を実施
◆親子お菓子福祉教室	・障害者と一緒にお菓子作りを通して福祉を学ぶ
◆車いす探検隊	・市内の小・中学生を対象に車いすに乗って、地域を探検しバリアフリーについて学習する。
◆車いす探検隊ボラえもん 学習会	・車いす探検隊に参加する児童の見守りのため、車いす操作と当日のコースを学習する
◆おやじの料理教室(年2回)	・料理に関心のある男性を対象に料理の基本を学ぶとともに、地域の同世代との交流を図りながらボランティアの第一歩も視野に入れて開催する
◆県地域ネットワーク推進事業	・おやこ・お菓子福祉教室、車いす探検隊、しゃぼんだまの会
◆認知症家族のつどい	・市との共催で毎月1回実施する家族の情報交換や学習会の際当事者を支援するボランティアの養成講座を実施
◆身障協会スポーツレクリエーション	・西さがみ矢車草の会の協力により、車いすレクダンスを通しての会員及びボランティアグループとの交流事業

⑤ボランティアセンター登録グループ

(H29. 4. 1現在)

NO	グループ名	活動内容
1	みなみあしがら遊友	各種事業に協力
2	矢車草の会南足柄支部	車いすダンスでの交流事業
3	おやじ倶楽部	知的障害児預かり事業しゃぼんだまの会や市行事等への積極的参加
4	縁側みなみ	市内全域を対象に高齢者・障害者の憩いの場を提供
5	HIT(ヒット)	三大疾病や生活習慣病予防の講義と片マヒ体験
6	苅野友の会	福祉施設慰問
7	青いぶどうの会	市広報紙等の点訳・福祉教育の指導

⑥南足柄市ボランティア協会加入グループ数

8 団体

(3) あんしんセンター事業

◆日常生活自立支援事業(県社会福祉協議会委託事業)

高齢な方や障害のある方で、自ら福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理、財産書類などの管理を行うことに不安がある場合、社協と契約を結び契約内容に従って、専門員・支援員が支援する事業

◆法人後見事業

成年後見制度にもとづき、高齢な方や障害のある方で、判断能力が十分でない本人に代わり、法的に権限を与えられた成年後見人等が財産管理や身上監護を行う事業

◆あんしんセンター講演会

成年後見制度や高齢者虐待などをテーマに市民向け講演会を開催

◆ネットワーク連絡会

足柄上地区内(1市5町)の福祉関係機関、福祉施設、行政、社協、弁護士、司法書士等が一堂に会し、福祉事例を通しネットワークの構築を図る事業

(4) 在宅福祉支援事業

◆ハンディキャップ運行事業(移送サービス事業)

60才未満または、市の「外出支援サービス」の規程に該当しない人を対象に、社協独自事業として、車いす生活者や寝たきりの方の病院や福祉施設へ送迎する

◆電話訪問事業(おはようサービス)

人との交流が苦手な方や聴覚障害の方を対象に毎朝電話やメールにより、安否確認と話し相手や相談援助を行い社会的孤立を防止する

◆訪問理美容サービス事業

車いす生活者や寝たきり高齢者で理髪店・美容院へ行くことが困難な方に対して、市内の登録理髪・美容業者の協力を得て、出張の理美容を行う

◆在宅福祉用具貸出事業(無料)

車いすなど福祉機材の貸し出し

◆福祉活動機材の貸出(無料)

かき氷機、ポップコーン製造機、ヤキソバ用鉄板などイベント用品の貸し出し

◆認知症家族のつどい(市と共催)

毎月1回、認知症の方を介護する家族の情報交換、学習の場を提供

(5) 介護支援事業

●ホームヘルパー

◆訪問介護サービス事業

介護保険で認定された方に対して、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助を行う

◆**障害福祉サービス事業**

身体・知的精神障害・難病の方で、日常生活に困難な状況がある場合(市で認定された方)に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などを行い、視覚障害者には、同行援護(ガイドヘルプサービス)を行います

◆**委託事業(地域生活支援事業)**

身体・知的障害の方が、外出に介助が必要な場合、ヘルパーを派遣し外出の支援をする

◆**有償ヘルパー事業**

介護保険の対象にならないサービスを有償で実施する

◆**居宅介護支援事業**

要支援、要介護と認定された方について、介護支援専門員(ケアマネージャー)がケアプランを作成し、自立した生活に向けて支援する

(6) **市からの委託事業**

◆**指定管理者事業**

公共施設の指定管理者として、りんどう会館全般の管理運営に関することを受託する

◆**外出支援サービス事業(移送サービス事業)**

65才以上の在宅高齢者で、要介護3以上及び視覚障害1・2級、60才以上の在宅高齢者で下肢障害1・2級以上など、市の「外出支援サービス」の規程に該当する人を病院や福祉施設へ送迎する

◆**南足柄市岡本地区地域包括支援センター運営**

南足柄市より、南足柄市岡本地区地域包括支援センターの管理運営に関することを受託する

(7) **県社会福祉協議会委託事業**

◆**生活福祉資金貸付事業**

市内在住の人で、生活が困窮している世帯または障害者世帯に対して低金利で資金を貸し付ける

◆**交通遺児援護事業**

市内在住の交通遺児に対して、小学校から高校卒業までの入学、卒業時に激励金を支給する

(8) **法外援護事業**

◆**簡易小口生活資金貸付事業**

不測の事態により、一時的に生活が困難な市内在住の世帯に対して、5万円を限度に貸し付ける

◆**生活困窮者援護事業**

極度に生活に困窮する市内在住者に対して、米・ミソ・醤油などの食料品の現物援助及び市内に住所を持たない困窮行路人が市外へ移動する旅費の貸し付け

(9) 共同募金事業

社会福祉法人神奈川県共同募金会の「南足柄市支会」の事業として、毎年10月1日から12月31日まで、自治会、民生児童委員、ボランティア、中学校生徒などの協力を得ながら、街頭募金、戸別募金、法人募金、職域募金などの募金活動の実施

(10) 災害見舞金支給事業

火事、風水害で家屋が全焼/全壊、半焼/半壊または死亡/負傷した世帯へ見舞金を給付する

(11) 福祉団体助成事業

福祉関連団体に対して、福祉活動費の一部として助成金を交付し、または団体の事務局業務を補助して活動の充実と活発化を図る

【助成金交付団体】

- ・ 民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会
 - ・ 手をつなぐ育成会・地域福祉会・ボランティア協会 各ボランティアグループ
- 計47団体

【団体事務支援】

市内で活動する福祉団体等に対し事務を行う

- ・ 身体障害者福祉協会・あざみの会（母子福祉団体）・更生保護女性会
 - ・ ボランティア協会
- 計4団体

(12) 広報啓発事業

- ・ 広報誌「社協みなみあしがら」年4回発行
- ・ 「かわら版&たから箱」2ヶ月に1回発行
- ・ 社協「がいだんす事業案内」の発行
- ・ 社会福祉啓発行事の開催（社会福祉大会、地域福祉研修等の開催）
- ・ ホームページによる広報

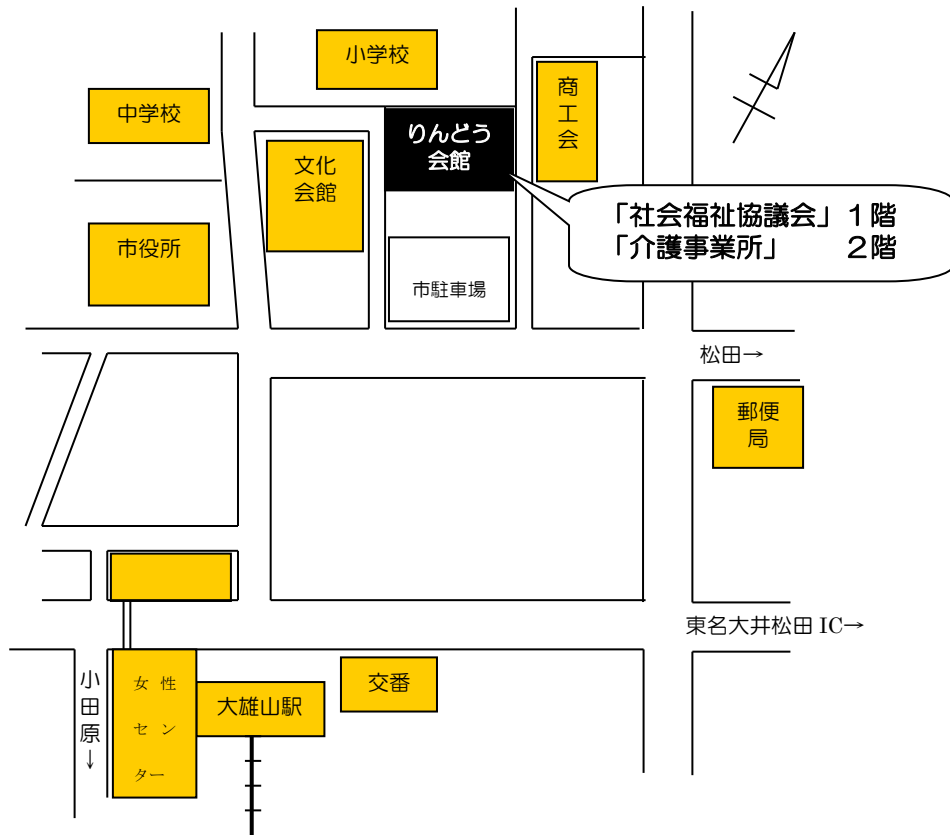
5. 社協主要財源

- ・ 会員会費（一般会費600円/口・特別会費1,000円/口・賛助会費5,000円/口）
- ・ 共同募金配分金（含・年末助け合い募金）
- ・ 寄付金
- ・ 県社協受託金
- ・ 市受託金及び助成金

6. 沿革

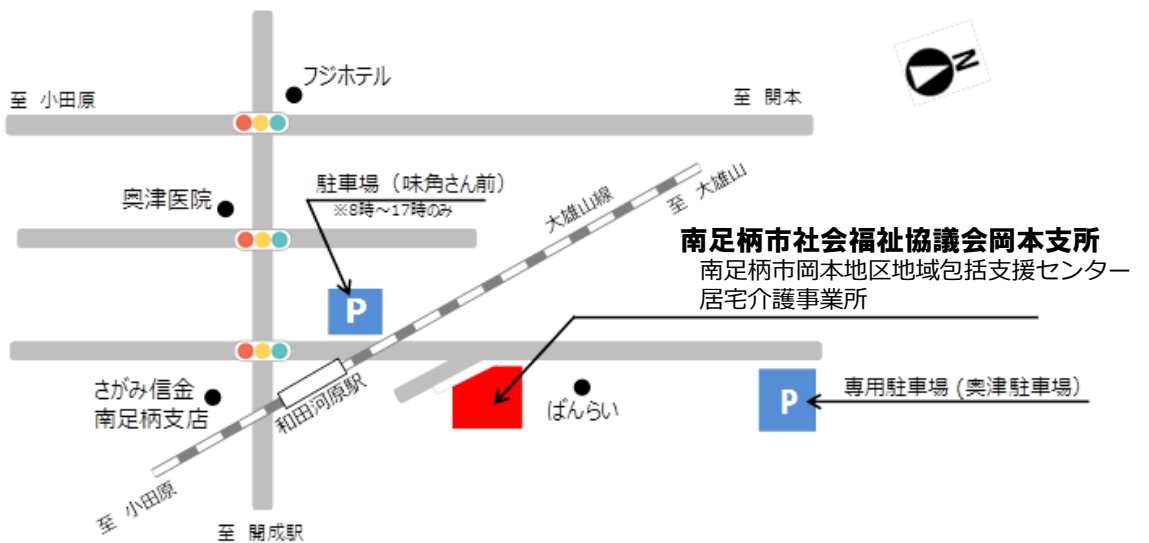
年 月 日	内 容
昭和26年 3月29日	社会福祉事業法施行
32年 12月 1日	南足柄町社会福祉協議会（任意団体）として発足
57年 5月15日	深瀬源次郎翁（飯沢）のご妻女キク様より社会福祉事業資金として多額の寄附を頂き、この功績を称え関本の長福寺の境内に顕彰碑を建立
58年 2月17日	「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可
同年 4月 1日	「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として業務開始
60年 6月10日	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会の「発展基本計画策定委員会」発足
61年 3月 7日	「発展基本計画（第1次計画）」答申
同年 4月 1日	「発展基本計画（第1次計画）」の前期計画執行開始
同年 4月 1日	各自治会単位で「地域福祉推進協議会組織」が発足した（29自治会内）
平成 2年 6月29日	社会福祉事業法及び関係8法の改正
同年 12月20日	発展基本計画（第1次計画）後期見直しのための「策定委員会」発足
3年 3月30日	発展基本計画（第1次計画）後期計画答申
同年 4月 1日	発展基本計画（第1次計画）後期計画執行開始
同年 8月01日	ハンディキャブ事業を開始（1台体制）
5年 3月31日	在宅福祉活動検討委員会答申
同年 4月 1日	ボランティアセンター開設
同年 4月 1日	ホームヘルパー派遣受託事業開始
同年 5月 1日	ハンディキャブ事業2台体制開始
同年 5月 1日	厚生省より「国民の社会福祉に関する活動への参加促進を図るための措置に関する基本的な指針」告示
6年 5月 9日	「地域福祉活動計画策定委員会」発足
8年 3月28日	地域福祉活動計画答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画（第2次計画）施行開始 「本市における地域福祉元年として小地域の福祉活動を重点的に推進」
同年 4月 1日	ハンディキャブ事業3台体制開始
9年 6月 1日	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会顧問の配置
10年 4月11日	市内34自治会に小地域福祉活動組織「地域福祉会」が発足
同年 4月22日	市内4地区（北足柄、南足柄、福沢、岡本）の福祉協議会発足
同年 5月15日	財政検討委員会発足
11年 2月26日	財政検討委員会答申
同年 3月31日	地域福祉活動計画 後期実施計画 策定委員会発足
12年 4月 1日	介護保険制度開始
同年 4月 1日	訪問介護サービス事業所 開設
同年 4月 1日	南足柄市高齢者保健福祉計画 開始
同年 6月 7日	社会福祉事業法改正により「社会福祉法」 施行
同年 9月 1日	生きがいデイサービス事業受託
13年 3月23日	地域福祉活動計画 後期実施計画 答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画 後期実施計画 執行開始
同年 4月 1日	ハンディキャブ事業の一部委託 実施
14年 3月 5日	地域福祉活動計画 推進委員会 発足
同年 4月 1日	居宅介護支援事業 開始
同年 10月22日	地域福祉活動計画 推進委員会 答申
15年 4月 1日	支援費制度 開始
同年 5月25日	役員・評議員定数改定による新体制発足
16年 7月27日	「地域福祉活動計画（第3次）」策定委員会発足
17年 6月20日	財政検討委員会発足（自主財源確保の方策諮問）
18年 3月27日	財政検討委員会答申
同年 3月28日	「地域福祉活動計画（第3次）」答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画（第3次計画）施行開始
同年 4月 1日	介護保険法一部改正施行、障害者自立支援法施行
19年 3月 6日	地域福祉活動計画第三者評価委員会発足
20年 4月 1日	訪問介護サービス事業、居宅介護支援サービス事業の更新
21年 4月 1日	介護保険法等介護報酬一部改正
25年 6月 1日	南足柄あんしんセンター 開設
27年 4月 1日	岡本支所開設・市より南足柄市岡本地区地域包括支援センター受託
28年 3月 4日	地域福祉活動計画（第4次） 答申
28年 4月 1日	地域福祉活動計画（第4次） 施行開始

【社協案内】



- 大雄山駅より徒歩約7分
- 東名大井松田 IC から車で約15分

【岡本地区地域包括支援センター案内】



- 和田河原駅より徒歩約1分